



各 位

平成 28 年 7 月 13 日

会 社 名 株式会社 SOL Holdings
代 表 者 名 代表取締役社長 赤尾 伸悟
(JASDAQコード・6636)
問 合 せ 先 取締役管理部長 中原 麗
電 話 03 - 3449 - 3939

第 7 回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 3 月 29 日に White Knight Investment Limited (以下、「WKI」といいます。)、及び阿部信雄氏 (以下、「阿部氏」といいます。) を割当先として第三者割当により発行しました第 7 回新株予約権 (以下、「第 7 回新株予約権」といいます。)) に関して、下記のとおり、本日において現存する第 7 回新株予約権について、保有者との間で、本日開催の当社取締役会で発行決議をした第 8 回新株予約権 (以下、「第 8 回新株予約権」といいます。)) の発行を条件として当社が合意により全て取得すること、及びこれにより取得した第 7 回新株予約権を全て消却することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、上記合意を行った保有者は、当社に対し、本日以降、第 8 回新株予約権の割当日である平成 28 年 7 月 29 日までの間、第 7 回新株予約権を行使しない旨を誓約しております。

記

I. 第 7 回新株予約権の取得及び消却について

1. 取得及び消却する新株予約権の内容 (平成 28 年 7 月 13 日現在)

発行した新株予約権の個数	59,552 個
新株予約権の割当日	平成 28 年 4 月 14 日
新株予約権の払込金額	総額 24,892,736 円 (1 個 418 円)
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 5,955,200 株 (新株予約権 1 個につき 100 株)
新株予約権の行使に際して支出される財産の価額	1 株につき 335 円

新株予約権の行使期間	平成 28 年 4 月 14 日から平成 30 年 4 月 13 日
新株予約権の残存数	59,552 個
新株予約権の取得日及び消却日	平成 28 年 7 月 29 日

2. 新株予約権の取得及び消却の理由

当社が平成 28 年 4 月 14 日に WKI 及び阿部氏に発行しました第 7 回新株予約権につきましては、平成 28 年 3 月 29 日に公表いたしました「第三者割当による第 7 回新株予約権の発行のお知らせ」のとおり、スーパーソルガム事業に関する費用、レストラン・ウェディング事業に関する費用、運転資金及び借入金返済に充当することとしており、当社としましては第 7 回新株予約権の資金使途とされた投資を実現することが当社グループの企業価値の向上につながるものと考えております。

しかし、第 7 回新株予約権の行使価額は 335 円と、平成 28 年 7 月 12 日の当社株価の 238 円を大幅に上回っており、WKI 及び阿部氏からは、株価が行使価額を大幅に下回る状況下では本新株予約権の行使は困難であるものの、当社の現状の株価を基準に当社が新たに新株予約権を発行する場合にはその引受けと行使を行う用意があるとの回答を頂きました。

そこで、当社としては、平成 28 年 7 月 13 日付「第三者割当による第 8 回新株予約権発行に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、第 7 回新株予約権の資金使途とされた投資を実現するべく、当社は、第 7 回新株予約権の割当先であり、当社グループ事業に理解を示されている WKI 及び阿部氏に対し、第三者割当により第 8 回新株予約権を発行することとし、また、借入金返済資金及び当社運転資金の確保を確実にするため新たに石田智子氏、高橋修氏、佐藤満氏、及び株式会社オルフェウスに対し新株式を、石田智子氏、高橋修氏、及び佐藤満氏に新株予約権をそれぞれ発行することにしました。一方、残存する第 7 回新株予約権 59,552 個につきましては、株価が行使価額を大幅に下回る状況下であってその行使が見込まれないものの、残存することにより第 7 回新株予約権の発行後も潜在的な希薄化の可能性のあることは好ましくないこと、並びに第 8 回新株予約権の発行及び行使により第 7 回新株予約権の行使による資金調達の実用性はなくなることから、本日時点で残存する第 7 回新株予約権の全てである 59,552 個を、第 8 回新株予約権の割当日である平成 28 年 7 月 29 日において第 8 回新株予約権が発行されることを条件として合意により 24,892,736 円（買取価格は、第 7 回新株予約権 1 個当たり、第 7 回新株予約権の発行価額と同額の 418 円としております。）で取得し、取得後に消却することとしました。当該合意において、WKI 及び阿部氏は、当社に対し、本日以降、第 8 回新株予約権の割当日である平成 28 年 7 月 29 日までの間、第 7 回新株予約権を行使しない旨を誓約しております。

3. 新株予約権の取得及び消却日

平成 28 年 7 月 29 日（予定）

（注）当社は、平成 28 年 7 月 29 日付で、第 7 回新株予約権の保有先である WKI 及び阿部氏との間で、第 7 回新株予約権を取得する旨の新株予約権買取契約を締結し、第 8 回新株予約権の発行を条件として WKI 及び阿部氏から第 7 回新株予約権を取得した上で消却いたします。

II. 今後の見通し

今回の新株予約権の取得及び消却による業績への影響は軽微であります。

以 上